

大規模事業者の
皆様へ

事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド

事業系ごみの
減量から
次世代にやさしい
環境づくり
をはじめましょう!

事業系のごみ処理は
事業者
責任
があります

多摩市

令和6年4月発行

はじめに

現在、温室効果ガス等による地球温暖化や資源(化石燃料)の枯渇をはじめとする地球規模の様々な環境問題が生じています。このことは、我々が利便性の追求のためにとってきた大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルにも一因があり、資源循環型社会の構築が求められています。

このことから、多摩市では「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」へのごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけており、ごみの4R+Renewable運動(P7参照)を推進しています。

地球にやさしい資源循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を責任をもって担い、協働しながら取り組んでいく必要があります。

各事業所においても、日頃からごみの発生抑制、減量化、リサイクルにご協力いただいているところですが、より一層の取り組みへの一助となるよう、本書を作成いたしました。ご活用いただき、資源循環型社会への構築に向けてご協力をお願いします。

事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいいます。事業活動には、店舗、会社、事務所等の営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設等の公共サービス等を行っているところや、個人営業も含まれます。

ごみは種類によって産業廃棄物、一般廃棄物に区分され、それぞれ処理方法が異なります。

廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。

もくじ

事業系ごみ・資源の処理は事業者の責務	1
事業系ごみの現状	2
多摩市の取り組み	3
事業系ごみ・資源の処理方法	4
一般廃棄物収集運搬業者との契約により処理する方法 / 契約書 / マニフェスト	5
廃プラスチック類の適正処理について	6
事業系ごみの減量によるメリット / 4R+Renewableの推進	7
紙ごみの減量とリサイクル	8
古紙類の処理方法	9
食品リサイクルのすすめ	10
食品リサイクルの導入について	11
事業所の食品リサイクルの取り組み事例	12
医療系廃棄物とは / 感染性廃棄物とは	13
廃棄物の区分・分類 / 産業廃棄物の種類と具体例	14
事業系廃棄物のごみ・資源の出し方	15
事業系ごみの処理についてのQ&A	16
主な関連法令・罰則規定	17

事業系ごみ・資源の処理は事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、家電リサイクル法、食品リサイクル法等環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化・資源化を推進するための法整備が進み、それとともに事業者の責任が強く求められるようになっていきます。

① 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理する。

② ごみの発生抑制、再利用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図る。

③ ごみの減量、適正処理等について、国や市の施策に協力する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例では、次のとおり事業活動に伴って生じるすべての廃棄物(ごみ)について、事業者に対する処理責任を規定しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年9月24日施行)抜粋

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成6年1月1日施行)抜粋

第3章 事業者の基本的責務

(事業者の責務)

- 第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第5章 廃棄物の減量及び再利用等

(事業者の減量義務)

- 第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図ること、再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

事業系ごみの現状

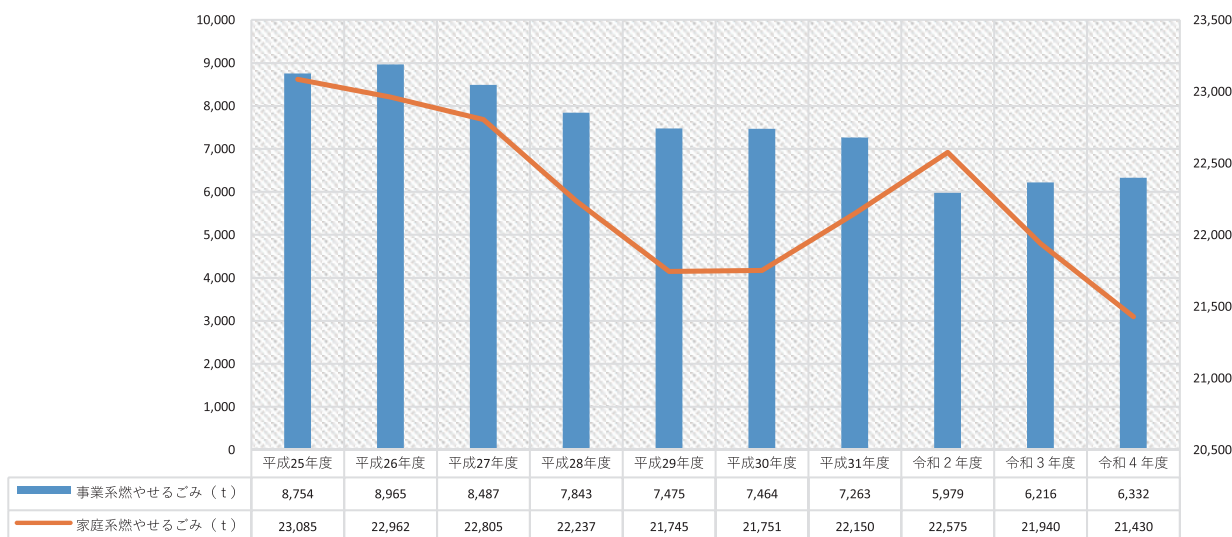
令和4年度の多摩清掃工場における「燃やせるごみ」の処理量は、27,762トンであり、そのうち事業系のごみは、6,332トンで、全体の22.8%(約2割)にあたります。

家庭系ごみは、コロナ禍には、生活スタイルの変化により、一時的にごみ量が増加したものの、一定の減量効果がうかがえます。事業系ごみは、平成28年度に事業系廃棄物手数料改定と排出指導を強化をしました。また、コロナ禍におけるテレワーク導入等による事業活動の変化により、一時的に減少がみられましたが、事業活動の再開により、ごみ量も増加傾向にあります。(表1)

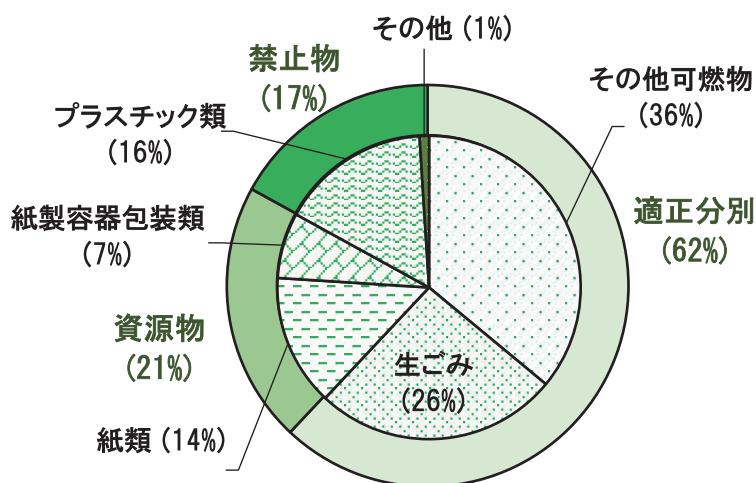
排出された事業系ごみの内訳を分析すると、紙類、容器包装廃棄物といった資源物が約2割を占めるだけでなく、本来、燃やせるごみに混入されてはいけないプラスチック類等の禁止物があるなど、資源化と適正排出に多くの課題があります。(表2)

資源化と適正排出の促進がさらなるごみの減量につながることから、より一層の改善が必要な状況となっています。

燃やせるごみの推移(表1)



事業系燃やせるごみの内訳(表2)



事業系燃やせるごみの中から、資源化可能な空箱(上)や生ごみの入ったプラスチック容器(下)も多数検出されています。

多摩市の取り組み

◆ 事業所への立入検査

多摩市では、事業系一般廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化を促進するため、清掃指導員(市職員)が、企業や店舗等の事業用大規模建築物(事業用途に供する延床面積3,000㎡以上の建築物)の所有者、廃棄物管理責任者を訪問し、立入検査を実施しています。

訪問時には、ごみ・資源の分別状況や、保管場所、ごみの排出や資源化ルート等の確認をしています。



◆ 搬入ごみ検査の実施

多摩清掃工場に搬入される事業系の燃やせるごみについて、抜き打ちで内容物の検査を実施しています。

燃やせないごみや産業廃棄物、他市町村の廃棄物は搬入禁止です。搬入禁止物が発見された場合は収集事業者を持ち帰りをお願いし、排出事業者へ適正な分別を実施するよう指導する場合があります。また、悪質な排出に対しては、多摩清掃工場への受け入れを拒否する場合があります。

紙類、生ごみ等の資源は分別し、ごみ減量化・リサイクルに協力をお願いします。



◆ エコショップ認定制度

多摩市では、市・事業者・市民が協働して循環型社会の形成に取り組むことを目的として、ごみの発生抑制、減量化及び資源化等の環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を多摩市エコショップとして認定しています。

認定されたエコショップでは、プラスチック、食品ロスの削減や資源の店頭回収、販売方式の工夫等によりごみ減量活動に努めており、市はごみ有料指販売委託料率の優遇を行い、「たま広報」や公式ホームページ、情報紙等を通して利用を推奨する「環境にやさしいお店」としてPRに努めています。

エコショップのマーク



◆ 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

市条例により、事業に供する延床面積が3,000㎡を超える事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の減量化・資源化を計画的に推進するため、事業活動から排出される一般廃棄物の種類、量、処理方法について、現状と前年度の実績及び今後の計画について、年に1回「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」を市長に提出していただきます。

これにより事業者ご自身が廃棄物の種類、量、処理方法について把握し、記録を保管していただいています。

また、集計結果により市内多量排出事業者の事業系一般廃棄物の状況を把握し、今後の政策、計画等の際の基礎資料となりますので、指定期日までに提出をお願いします。

なお、該当する事業者については、毎年市から連絡します。

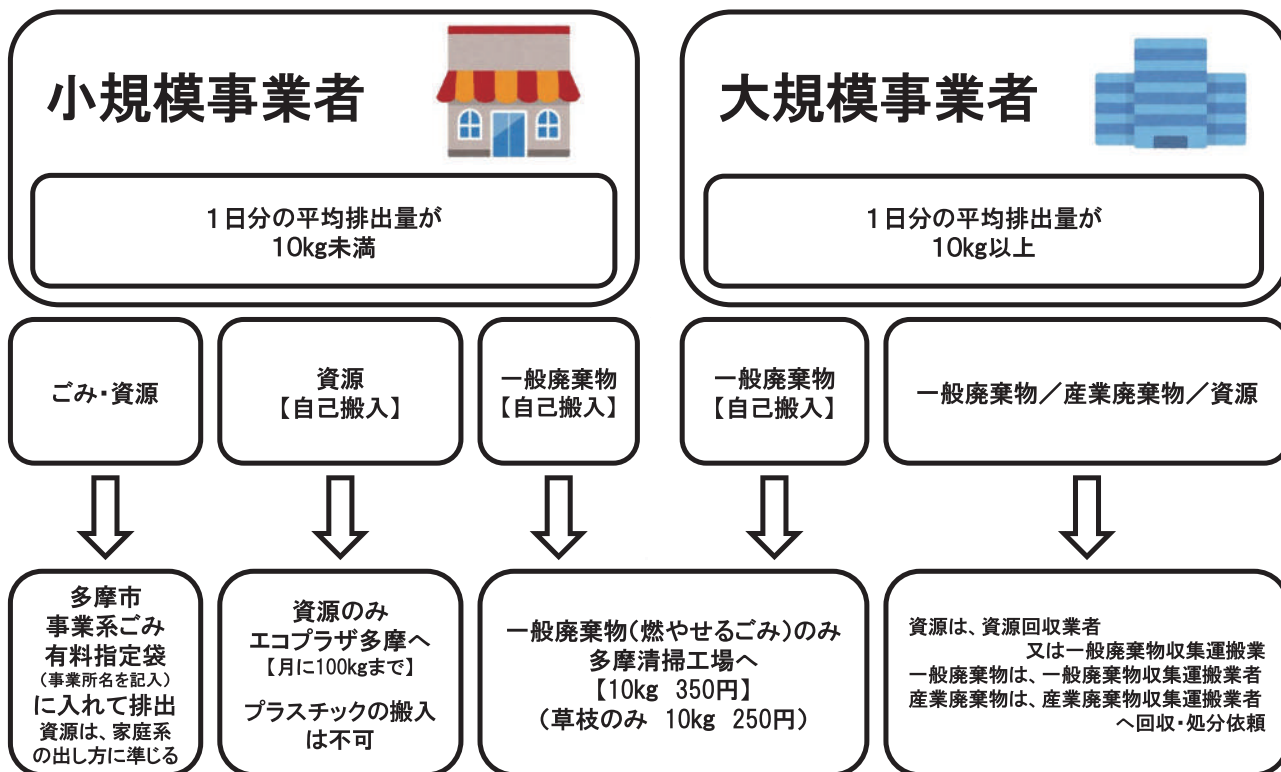
事業系ごみ・資源の処理方法

事業系ごみは、多摩清掃工場に直接持込むか、収集業者と契約することにより処理することができます。業として廃棄物を収集運搬したり、処分するには、それぞれの業(収集運搬、処分)ごとに許可が必要です。なお、一般廃棄物であれば区市町村長、産業廃棄物であれば都道府県知事等の許可となります。

ごみ・資源の排出フロー(事業用)

〔1日分の平均排出量〕

- 排出量は産業廃棄物、事業系一般廃棄物、資源を合計した量です。
- 複数の事務所がある建物については、それぞれの事業所の排出量の総合計になります。
- 一般廃棄物収集運搬業者への委託との併用はできません。



資源として活用する方法

資源はごみにせず、缶・紙類・布類等に分別し、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。引き取り価格、持込みの要否、その他の条件については、個々の業者にお問い合わせください。ただし、事業者が排出する資源は自己処理が原則ですが、小規模事業者については、資源を月に100kgまで、無料で多摩市立資源化センター(エコプラザ多摩)に持込むことができます。

ごみ・資源として排出する方法

- ◆ 燃やせるごみを多摩清掃工場に直接持込む場合
※ 産業廃棄物・大型ごみは持込み禁止

<手数料> 10kgにつき350円(10kg単位に四捨五入)
※ ただし、10kg未満は一律350円
<持込み先> 多摩清掃工場 多摩市唐木田2-1-1
TEL:042-374-6331
<受付時間> 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
8時30分~11時30分、13時00分~16時30分

- ◆ 小規模事業者が資源をエコプラザ多摩に直接持込む場合
※ 事前に電話にて申し込みが必要

<手数料> 無料 ※ ただし、月に100kgまで
<持込み先> エコプラザ多摩 多摩市諏訪6-3-2
TEL:042-373-5013
<受付時間> 月曜日から金曜日
(年末年始、第5水曜日を除く)
8時30分~12時00分、13時00分~16時00分
<受入資源> びん、缶、ペットボトル、古布、雑誌・雑紙
※雑誌・雑紙の分別方法については、P9参照

一般廃棄物収集運搬業者との契約により処理する方法

収集運搬業者にごみの収集・運搬を委託する場合は、多摩市長の許可を受けている業者(許可業者)と契約しなければなりません。費用に関しては契約に基づいて処理費用及び収集運搬費用が必要となります。契約する場合は、事前に収集回数、収集時間、収集量等を調べておくとスムーズに契約を行うことができます。

多摩市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/gomi/jigyo/1002178.html>



契約書

許可業者に委託する場合には、「処理品目」、「数量」、「処分先」、「緊急時の対応」等を明確にするため、契約書を作成しましょう。

なお、廃棄物処理法により、産業廃棄物については収集業者と処分業者それぞれの契約書を作成し、契約終了後も5年間保管する義務があります。

詳しくは東京都の「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を参考にしてください。

東京都環境局公式ホームページ「産業廃棄物広報・刊行物等について」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html



マニフェスト

廃棄物処理法や市の条例により、排出事業者はマニフェストを交付し、5年間保管することが以下のとおり義務付けられています。

■ 一般廃棄物

1日平均又は臨時に100kg以上排出する事業者は、多摩市のマニフェスト(一般廃棄物管理票)を交付しなければなりません。

一般廃棄物管理票はA～D票の4枚つづりとなっており、排出事業者は排出時にA票を保管し、処分後に委託業者から渡されるD票を受け取ることで、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

■ 産業廃棄物

全ての排出事業者は、その量に関わらずマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、都知事に毎年報告しなければなりません。

マニフェストは、廃棄物の種類ごと、行き先ごとに交付します。

運搬又は処分を終了した日から10日以内にマニフェストの写しが委託業者から排出事業者へ送付されます。

廃プラスチック類の適正処理について

廃プラスチック類とは

事業所から排出されるプラスチック類のことです。事業系のプラスチック類は、汚れの有無に関係なく全て「廃プラスチック類」に該当し、産業廃棄物となります。産業廃棄物は多摩清掃工場へ搬入できません。

代表的な廃プラスチック類



弁当容器



トレイ



緩衝材



包装ビニール

搬入禁止

廃プラスチック類は多摩清掃工場へ搬入できません

産業廃棄物である廃プラスチック類を多摩清掃工場へ持ち込むことは、法律、条例で禁止されています。持ち込みが確認された場合、市による行政指導のほか、廃棄物の受入れ拒否、一般廃棄物収集運搬業許可業者は、一般廃棄物収集運搬業の事業停止・許可の取消し処分となる場合があります。また、産業廃棄物を排出した事業者も委託基準違反となる場合があります。

廃プラスチック類の適正な処理の仕方

廃プラスチック類は、他のごみと分別して「産業廃棄物収集運搬業者」等に委託し、適正に処理してください。詳細は、東京都環境局のホームページをご覧ください。

東京都環境局「産業廃棄物対策」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/index.html



事業系ごみの減量によるメリット

事業所のイメージアップにつながります

ごみの減量・資源化等、環境保全への取り組みは、社会へのPR効果となり、環境に配慮している企業というイメージアップにつながります。

従業員のみなさんの意識啓発が行えます

ごみを出さない職場を目指すことは、過剰生産の抑制・作業工程の合理化、製品管理の向上につながります。また、職場のみなさん一人ひとりが意識を持ち、全員が協力して推し進めることが必要であり、従業員の意識啓発や職場の活性化にもつながります。

地球環境の保全に寄与します

ごみの減量等の取り組みを進めることにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減等、次の世代へ良い環境を引き継ぐことができます。

経営コストの削減と効率化が図れます

事業所として焼却・廃棄されるごみを減らし、リサイクルできる資源を再利用等にまわすことで、ごみ処理費用の削減が図れます。また、設備や事務用品等の無駄遣いを減らし、職場での体系的な節約・資源化を促進すれば、ごみの減量化と経費の節約・効率化が図れます。

年間のごみ処分費用が500万円の事業所が
10%のごみ減量に成功(50万円)



50万円の利益を上げるには、1,000万円の
売り上げが必要(利益率5%の場合)

10%のごみ減量 = 1,000万円の売上増

~4R+Renewableの推進~

Refuse・Reduce

リフューズ(不要なものは断る)・リデュース(ごみを減らす)

- ◆ メーカーや卸売業者等に、梱包材や包装材の簡素化や引取りを依頼しましょう。
- ◆ 過剰包装、不要な包装は止めて簡易包装を推進をしましょう。
- ◆ OA用紙の使用を抑制し、事務の見直し等によりペーパーレス化を進めましょう。
- ◆ 飲食店や従業員食堂では、メニューを工夫し、食べ残しを減らすとともに、割り箸等の使い捨て品の利用を減らしましょう。

Reuse

リユース(繰り返し使用する)

- ◆ 裏面が白紙のOA用紙・広告紙を活用しましょう。
- ◆ 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱にしましょう。
- ◆ 再生商品や詰替製品を消費者に販売しましょう。
- ◆ 事務机やロッカー等の再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組みましょう。



Recycle

リサイクル(再生して利用する)

- ◆ ダンボール、新聞、缶類等のリサイクルできるものは、資源回収業者に引き渡ししましょう。
- ◆ 販売した容器包装の回収、買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行いましょう。
- ◆ 従業員に訓示、教育、研修等を実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみ減量と分別排出の徹底を図りましょう。
- ◆ 生ごみは生ごみ処理機等による堆肥化や再生利用者へ搬入して活用しましょう。

Renewable

リニューアブル(再生可能資源への切り替え)

- ◆ 事務用品をバイオマスプラスチック製にする。
- ◆ プラスチック製品を木材や紙、バイオマスプラスチック製品に変える。

紙ごみの減量とリサイクル

多摩市の事業系ごみの中には、資源化できる紙類が約14%混入しています。

オフィス等から排出される紙類の削減、再利用に取り組むことは、ごみの減量になるとともに経費の節減も期待できます。また、使い終わった紙類はごみではなく、資源として再利用することで自然環境の保全や地球温暖化の防止にもつながります。

積極的に紙ごみの減量とリサイクルを進めましょう。

紙ごみを減らす事業所の取り組み

社内LAN・電子メール等によるペーパーレス化

- ◆会議では、社内LAN等を活用し、資料を共有することで紙の会議資料を少なくする。
- ◆社内回覧や文書等は、社内LAN等を積極的に活用する。
- ◆ホームページでの情報提供により、対外向け印刷物の発行部数を削減する。

資料や書類の共有化・一元化

- ◆検討段階の文書・図面・資料等については、電子データで共有化を図り、できる限りコピー・印刷をしない。
- ◆連絡文書等は、回覧や掲示することで作成部数を削減する。
- ◆対外的なチラシ・パンフレットを作成する際は、必要以上に作らない。

両面印刷・コピーの励行

- ◆複数ページの印刷・コピーは両面とし、2アップ(2イン1)機能等を活用する。
- ◆ミスコピーを予防するために、コピー機使用後は必ず設定をリセットする。

不要になった紙の再使用

- ◆裏面が印刷されていないOA用紙は、社内文書やメモ用紙に再使用する。
- ◆使用済みのフラットファイルは、表紙を貼るなどして再使用する。

分別の徹底

古紙は種類により製紙原料としての用途が異なります。また、異物(禁忌品:古紙原料として不適切)の混入は、資源化の妨げになります。異物(禁忌品)の除去と分別の徹底は、古紙の資源化に不可欠です。

機密文書等溶解処理リサイクルの取り組み事例 ～多摩市役所～

多摩市役所における事業系ごみの一層の減量と資源化を推進するため、これまで焼却処分してきた個人情報を含む文書及び機密に属する文書(以下「機密文書」という。)は、平成26年度から専門の製紙工場に搬入し、溶解処理方法による資源リサイクルに取り組んでいます。

多摩市役所では、機密文書等は飛散の心配ないコンテナ車で運搬し、保管や積み置きをせず即日溶解処理するなど十分なセキュリティを確保したうえで実施しています。

この取り組みにより、年間約47tの資源化に成功し、経費削減にもつながっています。

溶解処理リサイクルとは？

溶解処理とは、機密文書等の原型を留めないように、記載、記録されている文字、記号等の判読が不可能となるまで溶解し、復元不可能な状態になるよう処理することです。その後、いくつかの処理工程を経てトイレットペーパー等にリサイクルされます。

古紙類の処理方法

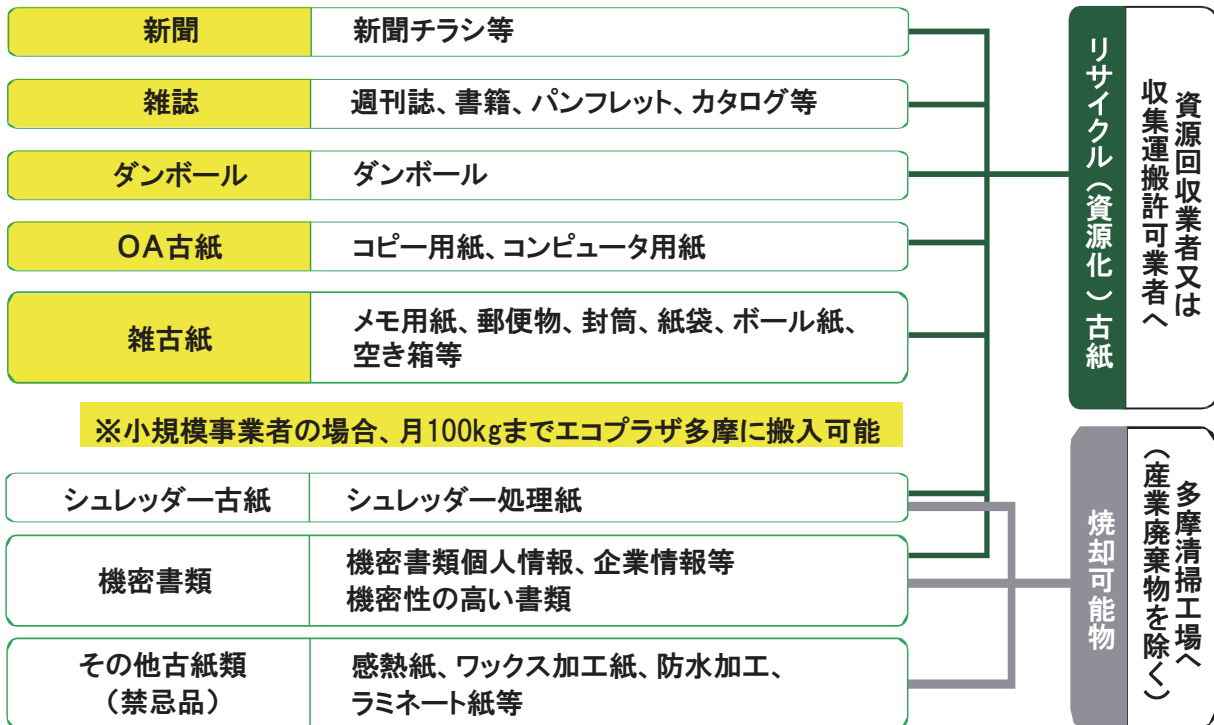
再利用できない紙類は、分別のうえ、以下の方法で資源化しましょう。資源回収業者によっては、有価または無料で引き取ってくれることもあるので、ごみとして処理するよりコスト削減が期待できます。

1. 自ら資源回収業者に直接持ち込む。
2. 資源回収業者に回収を依頼する。

※ 収集運搬許可業者に回収してもらう場合は、ごみと分別して、資源として回収してもらいましょう

なお、小規模事業者の場合、月100kgまで多摩市立資源化センター(エコプラザ多摩)に直接搬入ができます。

古紙類の分別方法



※ 印刷業・製本業・製紙業等から出る紙くずは、産業廃棄物です。決められた処理方法で適正に処理してください

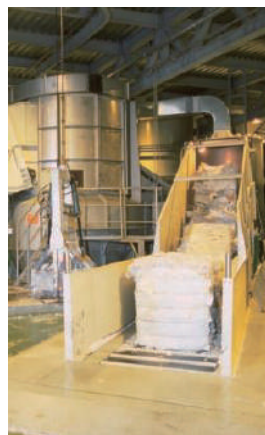
※ シュレッダー古紙や機密文書でも資源化が進んでいます。それらについても可能な限り資源化に取り組んでください

※ リサイクルできないものは、多摩清掃工場で焼却処分します

※ 詳細はP4を参照してください



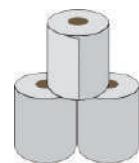
収集・運搬



工場へ搬入



パルパーで
即日溶解









トイレト
ペーパー等
にリサイクル

食品リサイクル法では、食品廃棄物の発生抑制と資源としての再生利用の促進が事業者の責務として定められています。多摩市においても、食品廃棄物は事業系ごみの約3割を占め、食品廃棄物の減量・資源化が課題となっています。

食品リサイクル法について

事業者の中でも、特に食品関連事業者には、食品廃棄物の再生利用等の具体的な基準が定められています。食品関連事業者は、下記の目標を達成するため、個々の再生利用等実施率の向上に努めなければなりません。

食品関連事業者とは？	 食品の製造・加工業者	 食品の卸売・小売業者	 飲食店及び食事の提供を行う事業者
代表的な業種	食品メーカー等	各種食品卸、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、生鮮食料品店等の食品の小売業等	食堂、レストラン、ホテル旅館、結婚式場等
排出される食品廃棄物の例	加工残さ  産業廃棄物	売れ残り  ※弁当箱は産業廃棄物 一般廃棄物	調理くず、食べ残し  一般廃棄物
	令和6年度までの再生利用等実施率の目標値	95%	卸売業 75% 小売業 60%

(出典：農林水産省ホームページ)

食品廃棄物等多量発生事業者の義務

食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を、食品廃棄物多量発生事業者と言います。食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。

フランチャイズチェーン事業について

フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者は、チェーン全体で一つの事業者とみなされます。

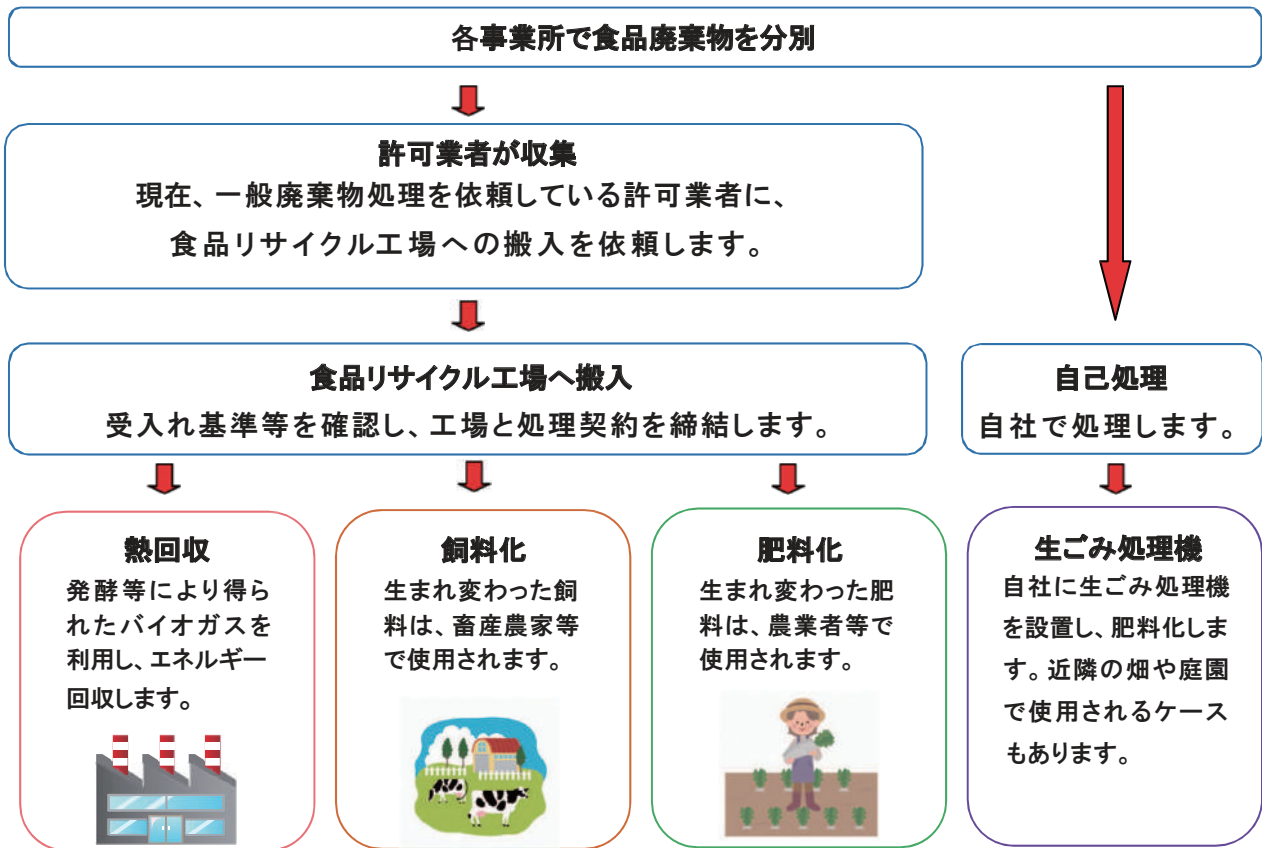
食品リサイクル法の法令等については、農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html



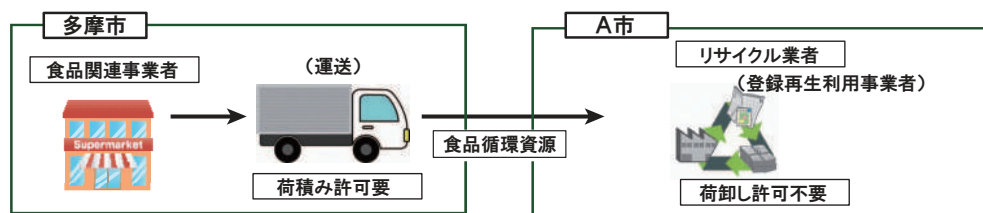
食品リサイクルの導入について

食品廃棄物を食品リサイクル工場へ搬入する場合の流れを紹介します。



廃棄物処理法の特例—業の許可不要制度—

食品リサイクル法では、食品循環資源を、大臣登録を受けた「登録再生利用事業者」の食品リサイクル工場に持ち込む場合は、荷卸し地の一般廃棄物収集運搬業許可を不要とする特例措置があります。



大臣登録を受けた「登録再生利用事業者」について

登録再生利用事業者の一覧については、農林水産省のホームページにて確認できます。食品リサイクル工場選定の参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html



自治体間の協議に関して

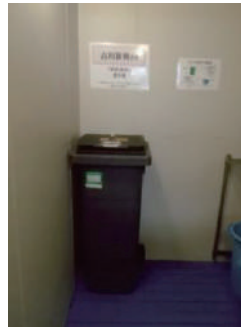
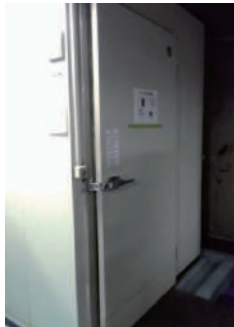
多摩市で発生したごみを他の自治体で処理する場合、自治体間の協議が必要となります。他市の食品リサイクル工場へ処理を依頼する場合は、事前に多摩市資源循環推進課までご連絡ください。

事業所の食品リサイクルの取り組み事例

排出事業者	株式会社ベネッセコーポレーション	イトーヨーカドー多摩センター店
収集運搬業者	株式会社まごころ清掃社	株式会社十河サービス
処分業者	株式会社日本フードエコロジーセンター (神奈川県相模原市)	株式会社西東京リサイクルセンター (東京都羽村市)

食品リサイクルの過程

1. 分別・保管



イトーヨーカドー多摩センター店 保管庫の様子

株式会社ベネッセコーポレーション 保管庫の様子

食堂や売場から出る生ごみは、専用回収容器に他のごみ・資源と分別して保管しています。

2. 積み込み



冷蔵冷凍車

分別した生ごみは回収し、処分業者の保有する工場へ搬入します。

3. 発酵処理



発酵処理タンク

(日本フードエコロジーセンター)

工場に運ばれた生ごみは選別、破碎、殺菌処理を経て、乳酸発酵処理されます。

4. 飼料化



製造された飼料は、契約養豚農家で使用され、その豚肉はブランド肉として販売されます。

食品リサイクル導入のきっかけ・メリットはなんですか？

<きっかけ>

- ◆ イトーヨーカドーは、大量生産・大量消費による廃棄物の増加を抑え、限られた資源を有効に活用する「循環型社会」の構築に向けた取り組みをしております。「循環型社会」の実現に向けて、食品リサイクルを導入しました。(イトーヨーカドー多摩センター店)
- ◆ 教育を本業とするベネッセの環境活動の一環として、環境教育を推進するとともに、自社内でも実施できることの一つとして、生ごみのリサイクルを検討しました。その結果2010年より食材の無駄を出さずにリサイクルできることになりました。(株式会社ベネッセコーポレーション)

<メリット>

- ◆ 食品廃棄物を一般廃棄物で処理することなく、有効活用することで、農林水産省が多量発生事業者に求める食品リサイクル率の達成及びセブンファーム等を通じ、店舗近隣の地域農場の活性化や地域住民に収穫体験等の食育の場として役立っています。(イトーヨーカドー多摩センター店)
- ◆ 教育を本業とするベネッセコーポレーションの環境活動は、子どもたちに環境への興味関心を持っていただき、実際に行動できる人を育てる環境教育にも力を入れています。教育のみならず、自社でもできる具体的な取り組みを行い、啓発活動につなげていきたいと思っております。(株式会社ベネッセコーポレーション)

医療系廃棄物とは

医療系廃棄物とは、『医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物』の通称です。

医療関係機関等で排出される廃棄物は大きく分類して、「感染性廃棄物(特別管理廃棄物)」と「非感染性廃棄物(医療行為に伴い発生し、感染性廃棄物でないもの)」、「それ以外の廃棄物(紙くず・生ごみ等)」に分類されます。

廃棄物の分類

※図1

廃棄物(廃棄物処理法の対象の不要物)

- 産業廃棄物(事業活動で発生したもののうち、20種類)
(例: 廃プラスチック、金属くず等)
- 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物のうち、特に指定された有害なもの)
(感染性産業廃棄物)(例: 血液、注射針等)
- 一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)
 - 事業系一般廃棄物(事業活動で発生した産業廃棄物以外のもの)(例: 紙くず等)
 - 家庭系廃棄物(一般家庭の日常生活から発生したもの)
 - 特別管理一般廃棄物(一般廃棄物のうち、特に指定された有害なもの)
(感染性一般廃棄物)(例: 臓器、血液等の付着した脱脂綿、ガーゼ等)



※ 用語の定義

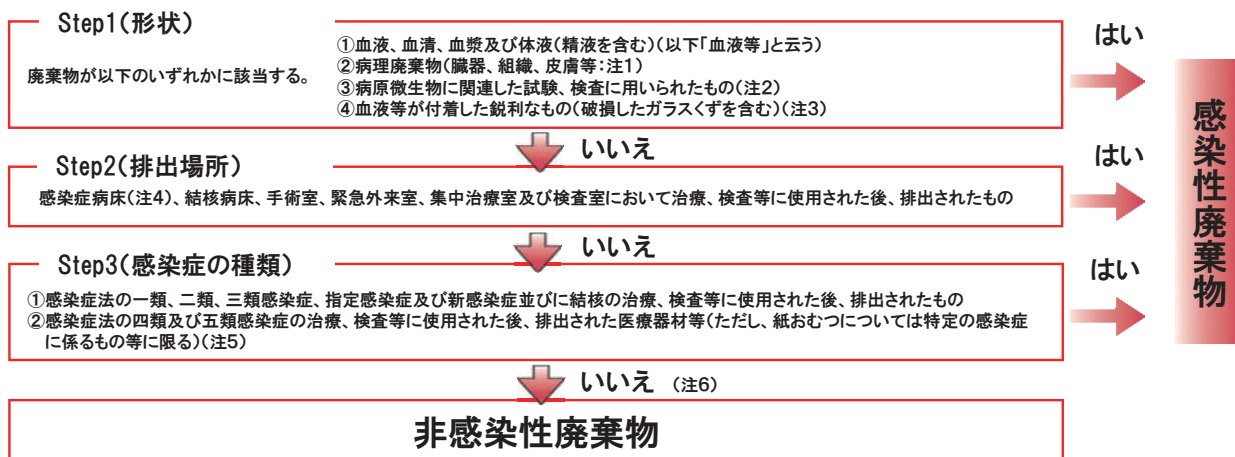
医療関係機関等とは、病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学にかかわるものに限る)をいう

感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは「医療系関係機関から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分類されます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の4、別表第2)

感染性廃棄物のフロー

※図2



(注)次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする

◆ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等

◆ 血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくずを含む)

(注1)ホルマリン漬臓器等を含む(注2)病原微生物に関連した試験、検査に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等(注3)医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等(注4)感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床(注5)医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等 なお、インフルエンザ、麻疹、レオジネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない(注6)感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする

※ 図1及び図2は平成30年11月東京都環境局発行「感染症廃棄物を適正に処理するために」より抜粋

● 多摩環境事務所 廃棄物対策課 東京都立川合同庁舎 TEL:042-528-2694

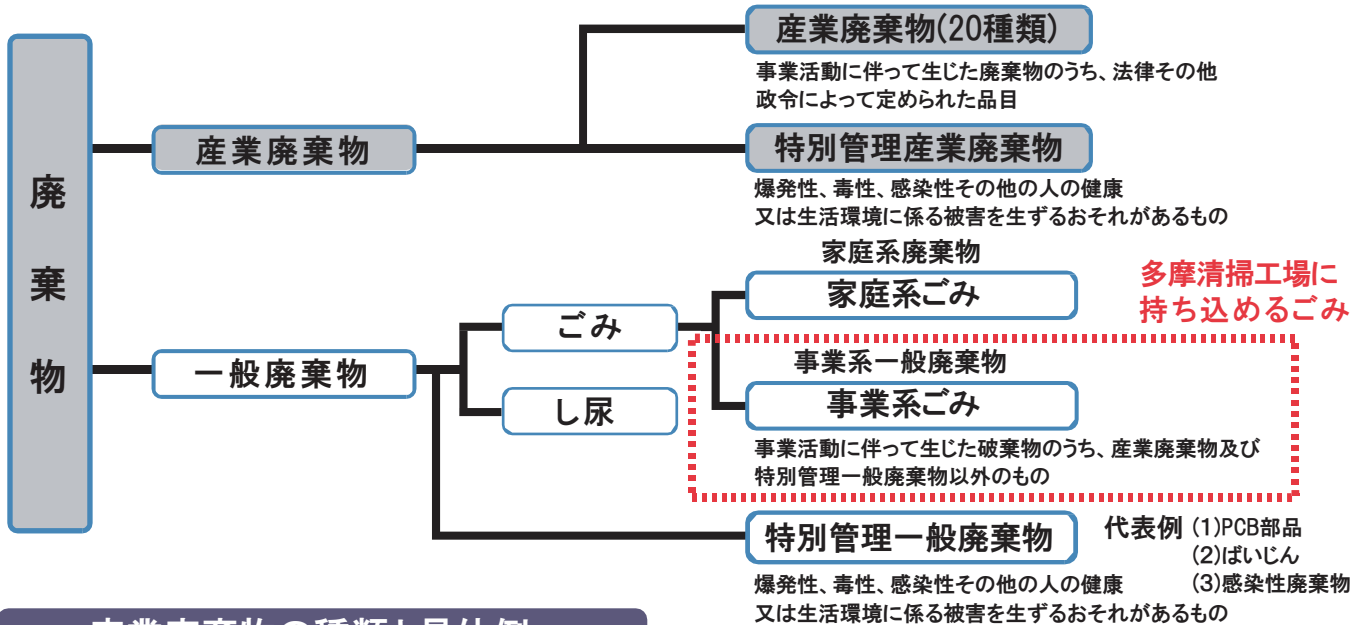
● 東京都環境局刊行物「感染性廃棄物を適正に処理するために」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/industrial_waste-index-files-kansensei



廃棄物の区分・分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しており、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物としています。
一般廃棄物は、家庭系と事業系に分類されます。



産業廃棄物の種類と具体例

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、以下の20種類をいいます。


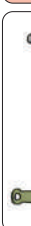








区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2) 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの(活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルビット汚泥し尿を含むものを除く)、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物製油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等全ての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)耐火レンガくず、石膏ボード、「がれき類」以外のコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において補足されたもの(ダスト類)
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築(増築を含む)又は除去に伴って生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くずに限る。
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、パーク類に限る。
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずに限る。
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、校了製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)	

事業系廃棄物のごみ・資源の出し方

事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいいます。事業活動には、店舗、会社、事務所などの営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等を行っているところや、個人営業も含まれます。廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。

<p>生ごみ</p>	<p>食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等（食品加工業を除く）</p> 	<p>生ごみ処理機やリサイクル施設に搬入できる限り資源化しましょう。リサイクルできない場合は、自ら多摩清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者許可業者に委託してください。</p>
<p>燃やせるごみ</p>	<p>汚れた紙、リサイクルできない紙</p> 	<p>● 食料品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は産業廃棄物です。 ● 食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務づけられています。</p>
<p>古紙（※分別して資源にしましょう。）</p>	<p>新聞、雑誌、ダンボール</p> 	<p>自ら多摩清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者許可業者に依頼してください。可能な限りリサイクルするよう分別を徹底しましょう。</p>
<p>一般廃棄物</p>	<p>新聞、広告チラシなど</p> 	<p>種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者か一般廃棄物収集運搬業者許可業者へ委託してください。資源化可能な古紙は、多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>雑誌</p>	<p>週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど</p> 	<p>● 蛍光灯や電球は産業廃棄物の金属くずの混合物に分類されます。</p>
<p>ダンボール</p>	<p>ダンボール</p> 	<p>● 乾電池、ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。</p>
<p>OA古紙</p>	<p>コピー用紙、コンピュータ用紙</p> 	<p>● 電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。</p>
<p>雑古紙</p>	<p>メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など</p> 	<p>● ボタン電池や充電電池はリサイクルしてください。</p>
<p>シュレッダー古紙</p>	<p>シュレッダー処理紙</p> 	<p>● 建設業、繊維工場などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。</p>
<p>機密書類</p>	<p>個人情報、企業情報など機密性の高い書類</p> 	<p>● 排出する際は、次の点に留意してください。 ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除く ・ヒニールのついた窓空封筒などは、ヒニールを取り除く ・金属やプラスチックがついたファイル等は、金属等を取り除く ・紙に貼られた粘着テープは取り除く</p>

<p>産業廃棄物</p>	<p>プラスチック類</p>	<p>弁当・カップめん等の容器、ラップ類やトレイ、ビニール袋、茶包スチロール、繊維材類、プラスチックボトルなど</p> 	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処分してください。プラスチック類を多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>缶</p>	<p>飲料用など</p>	<p>飲料用など</p> 	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。缶、びん、ペットボトルを多摩清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。</p>
<p>びん</p>	<p>飲料用など</p>	<p>飲料用など</p> 	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。缶、びん、ペットボトルを多摩清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。</p>
<p>ペットボトル</p>	<p>飲料用など</p>	<p>飲料用など</p> 	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。缶、びん、ペットボトルを多摩清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。</p>
<p>金属類</p>	<p>刃物類、スプレー缶、金具類など</p>	<p>刃物類、スプレー缶、金具類など</p> 	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。金属類を多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>ガラス</p>	<p>コップ等のガラス類、蛍光灯など</p>	<p>コップ等のガラス類、蛍光灯など</p> 	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。ガラス、陶磁器等を多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>陶磁器類</p>	<p>● 蛍光灯や電球は産業廃棄物の金属くずの混合物に分類されます。</p>	<p>● 蛍光灯や電球は産業廃棄物の金属くずの混合物に分類されます。</p>	<p>産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。ガラス、陶磁器等を多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>電池</p>	<p>乾電池、ボタン電池や充電電池など</p>	<p>乾電池、ボタン電池や充電電池など</p> 	<p>産業廃棄物処理業者へ委託し、処理してください。電池を多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>大型ごみ等</p>	<p>事務所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど</p>	<p>事務所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど</p> 	<p>産業廃棄物処理業者へ委託し、処理してください。事務所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンを多摩清掃工場へ搬入してください。</p>
<p>一般廃棄物 / 産業廃棄物</p>	<p>木くず</p>	<p>木製品、木製パレット、剪定枝など</p> 	<p>自ら多摩清掃工場へ搬入（大きさ制限あり）するか、一般廃棄物収集運搬業者許可業者に委託し、処理してください。産業廃棄物の木くずを多摩清掃工場へ搬入することはできません。</p>
<p>古布</p>	<p>● 建設業、繊維工場などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。</p>	<p>● 建設業、繊維工場などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。</p> 	<p>自ら多摩清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者許可業者に委託し、処理してください。産業廃棄物の古布を市の清掃工場へ搬入することはできません。</p>

相談・問い合わせ先：多摩市環境部資源循環課 多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）
〒206-0024 東京都多摩市諏訪六丁目3番地2
☎042-338-6836 FAX:042-338-6836

事業系ごみの処理についてのQ&A



Question

& Answer



Q 少しかごみがでない。

A

事業系ごみは、量や質に係らず事業活動に伴って排出されたごみのことをいいます。よって、少量だからといって家庭系ごみとして、地域のごみの集積所等に出すことは禁止されています。ただし、1日分平均排出量10kg未満(産業廃棄物・一般廃棄物・資源を合わせた総ごみ量)の事業所は、希望すれば市の収集に排出することができます。希望する場合は、エコプラザ多摩に連絡のうえ、多摩市の事業系ごみ有料指定袋をご利用ください。
※多摩市が収集するものは、家庭系ごみに準じたものに限ります。
※事業所と住まいが一緒の場合は、事業系ごみと家庭系ごみを区別してください。

Q

処理業者を選ぶ際のポイントを教えてください。

A

処理業者を選ぶポイントは、主に2つあります。

- ① 収集依頼するごみの許可を持っているかどうか
許可業者の持つ許可証を見て、収集依頼するごみの許可を得ているか確認しましょう。事業系一般廃棄物の場合は多摩市から許可を得ている一般廃棄物収集運搬業許可業者から選んでください。産業廃棄物の場合は、東京都から許可を得ている産業廃棄物収集運搬業許可業者から選んでください。
- ② 自社の条件に合うかどうか
収集日、収集時間、収集頻度、排出場所等、事業所の条件に合う業者かどうか確認しましょう。その他、財務内容やCSR、コンプライアンス等は、優良な業者を選ぶポイントとなります。優良な産業廃棄物処理業者については、東京都環境局のホームページで紹介されています。

「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/recognition_system.html



Q

処理業者を紹介してほしいのですが。

A

一般廃棄物収集運搬業許可業者の一覧につきましては、市の公式ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/gomi/jigyoy/1002178.html>



Q

事業所と住宅が一体となっているのだが、家庭系ごみとして出してよいか。

A

住宅から出たごみは家庭系有料指定袋、事業所から出たごみは事業系有料指定袋に分けてお出してください。(1日分平均排出量10kg未満の事業所)

主な関連法令・罰則規定

ごみの発生抑制とリサイクル社会を目指し、以下のような法体系が整備されています。この中で廃棄物処理法を中心として、さまざまな罰則が規定されています。以下に、排出事業所に関わる代表的な罰則規定を紹介します。

○不法投棄(廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、第32条第1項第1号)

生活環境を保全する観点から、全ての廃棄物の投棄が対象となっております。これに反した場合、**5年以下の懲役**もしくは、**1,000万円以下の罰金**、またはこれの併科が課せられます。また**法人には、3億円以下の罰金**が課せられます。

○野外焼却の禁止(廃棄物処理法第16条の2、第25条第1項第15号、第32条第1項第1号)

野外等での不法な廃棄物の焼却を防止するための規定があります。公益上・社会慣習上やむを得ず、周辺地域への生活環境に影響が軽微なもの等を除き、野焼きは全面的に禁止されています。これに反した場合、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**が課せられます。また**法人には、3億円以下の罰金**が課せられます。

○虚偽報告書(廃棄物処理法第18条第1項、第30条第6号)

市町村長は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、事業者等に必要な報告を求めることができます。これに反して、報告しなかったり、虚偽の報告をしたものは、**30万円以下の罰金**が課せられます。

○立入検査(廃棄物処理法第19条第1項、第30条第7号)

市町村長は、その職員に事業者の事務所等に立入り、廃棄物の処理等に関して帳簿書類その他の物件を検査させることができます。立入検査を拒んだ場合などは事業所に**30万円以下の罰金**が課せられます。

○受入拒否(多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20-22条)

所有者の義務(廃棄物の減量、廃棄物の管理責任者選任・届出、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の作成、再利用物の保管場所の設置)規定に違反した場合は、市長が改善勧告を行い、その勧告に従わないときはその旨を公表し、また公表した後も従わないときは廃棄物の受け入れを拒否することができます。

○無許可営業(廃棄物処理法第7条、第14条、第25条第1項第1号、第32条第1項第1号)

廃棄物の収集運搬または処分を事業として行うには、市町村長または都道府県知事の許可が必要となります。この許可を得ずに事業を行った場合には、**5年以下の懲役**、もしくは**1,000万円以下の罰金**またはこれの併科が課されます。また、**法人には、3億円以下の罰金**が課せられます。

○食品リサイクルへの取り組み(食品リサイクル法第10条、27条)

食品廃棄物の年間排出量100t以上の事業者が、再生利用等への取り組みが著しく不十分であると認められる場合には、主務大臣が

- ①必要な措置をとるように勧告、
- ②勧告に従わなかったときは、企業名を公表、
- ③さらに従わなかったときは、勧告通りに行うように命令され、
- ④この命令に違反した者には、**50万円以下の罰金**が課せられます。

相談・問い合わせ先

- 事業系ごみ・廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出などについて
 - 一般廃棄物収集運搬業・処理業の許可などについて
 - 資源の持ち込みについて
-

- 多摩市 環境部 資源循環推進課
多摩市立資源化センター(エコプラザ多摩)
〒206-0024 東京都多摩市諏訪六丁目3番地2
T E L : 042-338-6836
F A X : 042-356-3919



- 事業系一般廃棄物の搬入について
-

- 多摩ニュータウン環境組合
多摩清掃工場
〒206-0035 東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
T E L : 042-374-6331
F A X : 042-337-5061



- 産業廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業・処理業の許可などについて
-
-

- 一般社団法人 東京都産業資源循環協会
T E L : 03-5283-5455
F A X : 03-5283-5592
<https://tosankyo.or.jp/>



- 東京都 環境局
資源循環推進部 産業廃棄物対策課
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/index.html

